

# ノスクマード<sup>®</sup>知財ニュース

1

2008

## 最新トピックス

### ◆ 日本企業多数 米国での特許件数

2007年の米国での特許取得件数番付が発表され、1位は米国IBMで15年連続であったが、上位25社のうち13社が日本企業となった。

### ◆ 中国 ネット上の著作権侵害急増

中国のネット利用ユーザーは1億7200万超と米国に次ぎ世界2位となったが、音楽、映画、ゲームなどを無許可で提供するサイトが後を絶たない。

### ◆ 中国商標 良品計画「無印良品」など勝訴

香港企業が、良品計画のブランド「無印良品」と「MUJI」を中国で商標登録していたが、中国の最高裁に当たる北京市高級人民法院が両商標の登録取り消しを認める判決を出した。

株式会社ノスクマード<sup>®</sup>インスティテュート<sup>®</sup>

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

# ノスクマード<sup>®</sup>知財ニュース

# 2

# 2008

## 最新トピックス

### ◆ 特許の虚偽表示で書類送検

新聞などの広告に特許を取得していないのに「特許取得商品」と表示したとして、広島の日用雑貨販売業と幹部社員を特許法違反（虚偽表示）の疑いで書類送検された。

虚偽表示での摘発はあまり耳にしないが、今回はどうも権利者が居たらしく、その企業からの指摘で発覚したらしい。

### ◆ 日本レコード協会 エルマークの運用開始

日本レコード協会は、インターネット上で音楽を配信する事業者向けに、レコード会社が認めた正規の Web サイトであることを証明する「エルマーク」の運用を開始した。

エルマークは、音楽配信サイトのトップ・ページや音楽ファイルを購入するページに表示させ、レコード会社が正式に認めたサービスであることを示すもの。

### ◆ 吉田松陰や高杉晋作の商標登録 萩市が異議へ

東京の会社が「吉田松陰」や「高杉晋作」の名前を商標登録していたため、各人の出身地である山口県萩市が、特許庁に異議申し立てをしたとの事。特許庁も拒絶にする明確な根拠がないため、この手の権利が後を絶ちません。法改正が必要かもしれませんね。

株式会社 **ノスクマード<sup>®</sup> インスティテュート<sup>®</sup>**

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

# ノスクマード<sup>®</sup>知財ニュース

# 3

# 2008

## 最新トピックス

### ◆ 中国の中小企業 特許出願99%以上なし

中国の中小企業の99%以上は過去に特許を申請したことがなく、知的財産権に対する意識が極めて低いらしい。一部の大企業では積極的に出願を行っているものの、まだまだ「格差」があるとの事。これは何も中国だけの話ではなく、日本においても同じ事が言えるのではないのでしょうか？

### ◆ ドコモ、ソフトバンク「かんたん携帯」に差し止めを申し立て

NTTドコモは、中高年向けの携帯電話「らくらくホン」シリーズに外観や操作性が似ているとして、ソフトバンクモバイルの機種「かんたん携帯 821T」の製造・販売差し止めを申し立てた。

### ◆ 無印良品 商標権勝訴でようやく北京で開店

「無印良品」を展開する良品計画は、北京に1号店をオープンした。同社のブランド「無印良品」「MUJI」については、香港の投資会社が1995年に中国で先行登録していたが、昨年末に勝訴していた。やはり商標権は素早く取得しておかないといけませんね。

株式会社ノスクマード<sup>®</sup>インスティテュート<sup>®</sup>

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

# ノスクマード<sup>®</sup>知財ニュース

# 4

# 2008

## 最新トピックス

### ◆ 紙おむつ特許侵害、王子ネピアに高裁も賠償命令

使い捨て紙おむつの尿漏れ防止技術に関する特許を侵害されたとして、大王製紙が王子ネピアに損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、知的財産高裁は侵害を認定した1審・東京地裁判決を支持、王子ネピアに約1億700万円の支払いを命じた。

### ◆ 治療技術特許の是非、政府知財本部で議論へ

政府の総合科学技術会議は、先端的な治療技術に対して特許を認めるかどうかについて、知的財産戦略本部に検討を求めることを決めた。医師の治療行為にかかわる技術の特許は米国では認められているが、日本では認められない。今後の動向に注目したいところです。

### ◆ アイホンとiPhone 商標和解

インターホンやドアホンのアイホン株式会社は、アップル社の携帯電話「iPhone」と商標が類似していることについて、友好的合意に至ったと発表した。尚、アップル社は同様の件でCisco社と争った経緯があり、結構商標の使用に対して強引なところがあるのですかね？

株式会社ノスクマード<sup>®</sup>インスティテュート<sup>®</sup>

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル  
TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

# ノスクマード<sup>®</sup>知財ニュース

# 5

# 2008

## 最新トピックス

### ◆ 6月1日から特許・商標関係料金が引き下げられます！

特許出願は16000円→15000円、商標登録出願は21000円→12000円（1区分）、設定登録料は66000円→37600円、更新登録料は151000円→48500円となります。併せて特許の年金も引き下げられています。

### ◆ 休眠特許活用へ公的ファンド（経産省）

経済産業省は、休眠状態にある特許や技術を掘り起こして事業化を促進するため、政府出資の公的ファンド「イノベーション創造機構」を設立する方針を明らかにした。2009年度にも運営開始を目指す。

### ◆ 中国で「松阪牛」でなく「松坂牛」で商標登録出願？

ブランド牛の「松阪牛」をめぐる、中国で土偏の「坂」を使った「松坂牛」が、現地の個人名で商標登録出願が出されていることがわかった。商標登録の保護や管理を担う「松阪牛連絡協議会」は今後の対応を協議するとの事。

株式会社 **ノスクマード<sup>®</sup> インスティテュート<sup>®</sup>**

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

# ノスクマード<sup>®</sup>知財ニュース

# 6

# 2008

## 最新トピックス

### ◆ i P S細胞研究支援 政府決定「知財計画 2008」

知的財産戦略本部は、「知的財産推進計画2008」を決定し、国際的な開発競争が続いている新型万能細胞（i P S細胞）研究への支援体制の確立や、コンテンツ市場の育成を狙った著作権法見直しなどを盛り込んだとの事。

### ◆ 新潟大学の技術 南極で野菜栽培可能に

新潟大学の技術が南極・昭和基地内での野菜栽培で活躍している。極薄の膜を用いて空気中の二酸化炭素を取り込み濃縮分離するシステムで、限られたスペースでも二酸化炭素を安定的に供給でき、新鮮な野菜を常に育てられるという。

### ◆ コカ・コーラの瓶 立体商標が認められる

知財高裁は、コカ・コーラの瓶の立体商標の登録申請に関する特許庁審決の取消訴訟において、ザ コカ・コーラ カンパニーの主張を認め、特許庁の審決取消の判決を下しました。

今回の判決は、文字や図形が付されていない容器について立体商標登録を初めて認めるものである。因みに、ヤクルトの容器、サントリーの角瓶は認められていない。

株式会社 **ノスクマード<sup>®</sup> インスティテュート<sup>®</sup>**

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)